調整を受けられなかった方などは申告相談もお受けしますので、期間中は早 す。確定申告をしなければならない方や還付を受けることができる方、年末 2月16日から3月15日までは、所得税の確定申告、市県民税の申告期間で の提出は「2月16 告されなかった方 養控除など年末調整時に申 控除や損害保険料控除、

申告相談の期間

めに申告書を提出してください

午前9時~午後4時30分受付 2月16日(金)~3月15日(木) ※土・日曜日は除く

申告相談の会場

- 八鹿文化会館2階展示室
- ・やぶ生涯学習センター農業 ·大屋公民館研修室 技術研修室
- エイドホール農林研修室

ればならない方 確定申告をしなけ

- ◆自営業を営んでいる方 ▼給与を1カ所から受けてい 家賃、農業などの所得の合 る方で、給与の他に地代や サービス業、農業など) 売業や製造業、保険外交員 小
- ▼給与を2カ所以上から受け 20万円を超える方 れていない給与の合計額が ている方で、年末調整をさ 計額が20万円を超える方
- *給与の支払いの際、 を源泉徴収されていない方

◆年末調整時に扶養控除等を

れていない方 め、年末調整が正確になさ 誤って提出してしまったた

◆平成18年中の給与による収 を超える方 入金額の合計額が2千万円

所得税が還付される方 確定申告をすることで

年の中途で退職し、

年末調

- *サラリーマンで医療費控除 等特別控除などを受けられ や寄付金控除、住宅借入金 整が受けられなかった方
- ◆サラリーマンで生命保険料

期限内に申告を!

ると、後で不足の税金を納め てください。 るだけでなく無申告加算税等 できるだけ早く正確に申告し を納めなければなりません。 かったり、間違った申告をす 期限内に申告や納税をしな

出しましょう。 出は、「申告書の手引き」をよ く読んで、3月15日までに提 また、市県民税申告書の提

申告相談 ものは? に必要な

①市県民税申告書・所得税確

扶 があった方) 定申告書(税務署から送付

② 印 鑑

③給与・年金収入のある方は、 源泉徴収票、給与支払者の 証明書

④営業・農業・不動産所得の ださい。 目ごとに集計してお越しく ある方は、収入や経費を項

⑤生命保険、損害保険、社会 ⑥医療費控除を受けられる方 ださい。医療を受けた方ご 明細書は事前に作成してく 書・保険などで補てんされ 保険料などの控除を受けら た金額の明細書(医療費の れる方は、その支払証明書 と、病院ごとにまとめてく 医療費の明細書・領収